

高等教育の普遍化と不公式(ノンフォーマル)学習の意義 Universal Higher Education and Significance of Non-Formal Learning

—京都レッツラーン大学校の構築を目指して—
- Toward Constructing Kyoto School of Professional Learning -

西之園晴夫 堀出 雅人 望月 紫帆
Haruo NISHINOSONO, Masato HORIDE, Shiho MOCHIZUKI

特定非営利活動法人学習開発研究所
NPO Institute for Learning Development

＜あらまし＞ 高等教育の普遍化を図るためには、現行の大学教育を拡充したものではなく、経済的、社会的及び文化的格差を克服するために学習権に立脚する高等教育をデザインする必要がある。そのためにセイフティネットして構想されている京都レッツラーン大学校の理念、構成、学習プラットフォームの開発の方法論を紹介している。

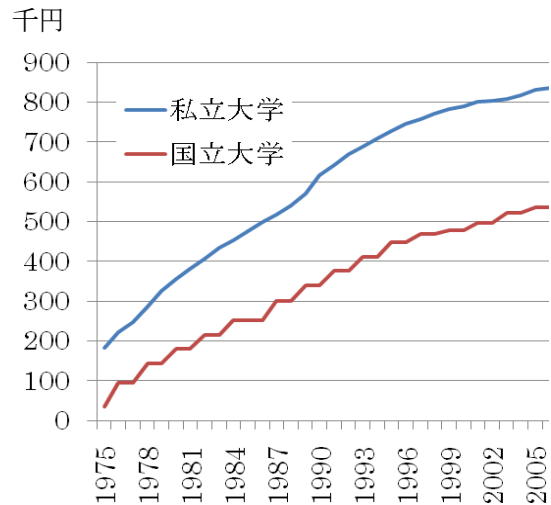
1. 高等教育の課題

高等教育の普遍化は、現状の大学教育を拡充することを意味するものではない。普遍化でもっとも問題になるのは、経済的、社会的及び文化的な格差問題を克服するために、教育費負担を軽減した学習の機会を提供することである。OECD のレポートによると、大学の授業料と学生への奨学金や補助金などの給付率において、わが国は特異な位置にプロットされている。授業料の低額領域にはヨーロッパ諸国がプロットされ、高額領域には日本、アメリカ、オーストラリアなどがプロットされている。さらにわが国は奨学金や補助金の支給率の低い国として分類されている(OECD, 2009)。このような視点から現在の大学教育モデルは高等教育の普遍化には適していないので、どのような高等教育を構想するかが当面している課題である。大学にとって授業料の高騰をどのように抑制するかという問題があるが、ノンフォーマル学習(non-formal learning、以下、不公式学習という)の視点からは、大学とはまったく異なる高等教育をどのように構想するかが課題である。国際人権規約に拘束されない権利を留保して32年、学習権宣言から26年が経過して、教育制度、教育方法ならびに教育技術において、わが国の高等教育は国際社会において特異な存在である。そこで不公式学習の視点から、京都府の委託事業として進めている「京

都レッツラーン大学校」の構想ならびに進捗状況を報告する。

1.1. 格差問題と学習権

大学授業料の高騰という問題が先鋭化したのは国連決議の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」が発効した1976年頃からである。この規約の13条(c)では高等教育においても無償教育の漸進的な導入をはかると規定しているが、わが国は1979年にこの13条(c)の項目に拘束されない権利を留保すると回答した(外務省人権規約、2010)。その後は授業料高騰に歯止めがかからなくなっていた(図1参照)。しかし



文部科学省統計資料

図1 国立大学と私立大学の授業料の高騰

2010年1月29日に当時の鳩山首相は所信表明演説でこの留保を撤回することを表明したが(首相官邸、2010)、なおその具体的な方法や戦略は明らかでない。

戦後の経済発展にともなって、農業就業人口が他業種に移動し、業種間移動による階層が形成されたが、その後の階層化は学力によって形成されるようになり、さらに高校教育の普及とも相まって高校卒以上の学力を必要とする業種が拡大した。このときに学力格差は社会的階層を反映したものになったが、さらに学習意欲がすべての生徒の平等の前提にはならず、家庭の文化的背景に影響されていることが指摘されている(荻谷、2001)。

一方、1985年の第4回ユネスコ国際成人教育会議での「学習権」宣言についても、わが国では憲法学者もこれを「教育を受ける権利」として解釈して、教育を前提とした権利という考え方を採っている(高乗、2009)。したがって教育基本法において学習権について言及されていないが、この点でフランスや韓国の教育基本法と比較すると、教育におけるわが国の人権意識は特異であるといえよう(文部科学省、2011)。「教育を受ける権利」とは、教育が提供されて成り立ちうる権利であるので、非公式学習は教育基本法の範囲を逸脱するものである。ICTの活用については、学校、大学、専門学校など学校教育法に定められている公式の教育機関による公式学習については、認知されて財政補助が活発であるが、非公式学習が公的に認められるためには、学習権が認められるようにすることが課題である。

高校卒業生についてみると、2009年度において約4分の1は公的な教育機関に登録していない。すでに卒業して自分の職能を向

表1 2009年度高校卒業生進路 (%)

非公式学習	公式学習	大学等進学者	53.9	
		専修学校(専門課程)進学者	14.7	
		専修学校(一般課程)等入学者	6.3	
		公共職業能力開発施設等入学者	0.6	
	学習	非公式	就職者	18.1
			一時的な仕事に就いた者	1.3
			上記以外の者	5.1

文部科学省統計

上させたい、あるいは不本意な就職をしていて転職を希望しているものも多数あると考えられる。さらに今回の大震災による被災者や失業者、生活保護世帯の家族などで生活自立志望者も多いと推定されるが、このような人々に「教育を受ける権利」を保障するための教育施設を十分に用意することはできない。したがって学習権を認め、非公式学習による学習成果を社会的に承認する必要がある。この場合、現在の資格試験にみられるようなテストによって測定できる能力だけでなく、学習への参加や他の学習者との協力など社会性の能力も育成する必要があるため、単なる資格検定試験による認定ではなく、社会性を評価できる構造にする必要がある。なお表1で非公式学習(informal learning)とは、日常生活のなかで無意識に学んでいる学習である。

非公式学習は、従来の教育機関によらない学習を意味しているため、「教育を受ける権利」を行使できない人々がその対象となる。さらに主体的な自律学習を学習権の視点から組織化し、協調学習による社会性を育成することも含めて広く社会的に承認される制度を発展させる必要がある。この点ではすでに通信教育や放送教育などで遠隔教育が実施されているが、そのカリキュラムは教育する側の論理によって構成されており、その視点から承認される単位習得を前提としている。しかも特定の大学の通信教育課程あるいは放送大学など、教育する側が用意した学習内容を習得しなければ卒業が認められない。さらに改訂された教育基本法においても、その第3条での生涯学習の理念としてつぎのように規定している。

第3条(生涯学習の理念)国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

この規定での「自己の人格を磨き」という部分は「生活権としての学習権が認められ」とするのが現在の国際社会の問題認識である。

1.2. 授業料高騰がもたらすもの

1966-67年にフランス政府の技術留学生としてパリ近郊の技術教育高等師範学校(Ecole Normale Superieure de l'Enseignement Technique、当時)に滞在し、教育改革が技術教育に及ぼしている影響を調べて報告した(西之園、1968)。1960年代にはフランス社会において上級幹部層と労働者層との格差が社会に根強くあり、それが再生産され固定化されていたために、階層間での労働移動が停滞し、社会が活力を失っていることが指摘されていた(ブルデュー/パスロン、1964)。また、イギリス社会においても同様で、1980-95年に全国共通カリキュラム(National Curriculum)が導入される時期に毎年渡英していたので、その時期の調査結果を報告したが(西之園、1993,1994)、従来の学年制の教育制度から、到達レベルによる学習成果の査定制度を整備し、社会階層を反映していた普通教育と職業教育との区分から、職業教育の地位向上を目指す中等教育に改革された。

現在、ヨーロッパにおいては高等教育レベルの改革が進められているが、中等教育から継続した社会階層の固定化を克服することを目指すものであり、わが国とは全く異なるパラダイムのもとに教育改革が進行している。1999年のボロニア宣言以降、今世紀に入って本格化したボロニア・プロセスでは、教育制度としてヨーロッパ全体をカバーする欧州高等教育圏 EHEA (European Higher Education Area)を形成し、欧州単位互換制度 ECTS (European Credit Transfer System)を実現して、低所得者層の人々に高等教育を提供するとともに、教育コストを削減する努力が重ねられている。教育技術についても学習成果(learning outcomes)による査定レベルを、参加国独自の資格制度を尊重しながら国際的に調整して、教育機関の間での単位互換のための調整を実施している。その根底には国民全体の合意形成の上での高等教育制度の充実が図られているのであり、たとえばフランスで26歳未満の若者について無償の職能基礎教育を提供しているが、この費用は労使の合意で給与の一定の割合を分担金として負担する

制度として実現している。

高額授業料を必要とする現在の大学制度がもたらしている問題として、社会の階層化を推し進めているだけでなく、それが将来にわたって固定化するおそれがある。さらに家計の負担が大きいために少子化にも影響しているのではないかと思われるデータが発表されている(表2と付図1参照)。このような視点からも生活困窮者のための職能育成、家計負担の少ない高等教育レベルの教育を実現することは急務である。

表2 子どもの数を増やしたくない理由 (%)

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	62.9
高齢で生むのがいやだから	33.2
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	21.8
子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	20.4
健康上の理由から	19.7
自分の仕事(勤めや家事)に差し支えるから	17.1
欲しいけれどもできないから	15.7
家が狭いから	14.6
夫の家事・育児への協力が得られないから	12.1
自分や夫婦の生活を大切にしたいから	11.5
一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	9.6
夫が望まないから	7.2
その他	5.6

国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」

このような背景から、わが国においても無償の高等教育(大学を除く)を実現するための方法を模索するために、京都府のNPO提案型委託事業に「セイフティネットとしての京都レッツラーン大学校の構築」として応募し採択されたので、その現状について報告する。

2. 京都レッツラーン大学校

2.1. 大学校の3つの絆

京都レッツラーン大学校(Kyoto School of Professional Learning、以下KSPL)ではセイフティネットとしての役割を果たすために、生活自立志望者が無償で職能を習得できることを目指している。しかしその一方で持続的な教育制度になるために授業実施に必要な財源を確保する必要がある。そのためにもっとも経費のかかる人件費ならびに施設費を抑制する必要がある。そこで図2のような3つの絆によって結合される人々の学びのネットワ

ークによって形成される組織を想定している。ネットワーク型学習組織の設計を円滑に進めるため、これは従来の社是、校訓、建学の精神に相当するものである。

3つの絆

学縁：学びで結ばれる企業人、学生、失業者、生活保護世帯家族、専門家

互助：226互助制度、
定員2割の生活自立志望者（被災避難者、失業者、生活保護世帯、最低所得世帯など）は無償

定員2割の職能習得志望者（学生、低所得者など）は半額負担

定員6割の職能向上志望者は通常費用負担

地域活性化：京都北部、中部、南部の中小企業の技術者支援と育成による地域の活性化

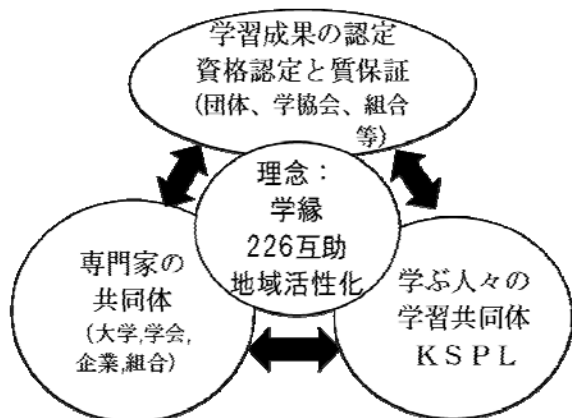


図2 KSPLの理念と構造

2.2. KSPL 設立の関係者

KSPL は従来の大学とは全く異なる理念のもとに出発しており、雇用を促進して生活の自立化を図るとともに、在職の技術者の職能向上を目指している。

目的：雇用機会の創出を図るとともに、地域の未来を支える人づくりや地域の課題解決等に寄与する新たな事業を創成する。

財源：「京都府緊急雇用対策基金」（国からの交付金をもとに）

開発期間：平成21～23年度の3年間

担当者：専任担当者 堀出雅人

研究所協力所員 5名

開発のメタファ：地域医療システム

関係者：このプロジェクトの特徴は、関係する人が多いことである。現在までに協力助言を頂いているのはつぎのような人々である。

協力関係者・助言者

京都府緊急雇用事業関係者

京都府生涯学習審議会西岡正子副会長

宮津商工会議所今井一雄会頭

システム LSI 技術学院河崎達夫学院長

大阪大学大学院工学研究科附属高度人材育成センター谷口研二センター長（当時）

京都大学大学院情報学研究科土谷亮助教

京都大学大学院工学研究科須田淳准教授、久門尚史准教授

同志社大学生命医科学部医情報学科渡辺好章教授

立命館大学理工学部福井正博教授

立命館大学総合理工学研究機構鈴木彰客員教授

上記4大学の大学院生、学部学生

科研費共同研究者

OECD の不公式学習・非公式学習の担当者(Dr. Patrick Werquin)

フランスの国立技術職業学院 CNAM (Conservatoire Nationale des Arts et Metiers)の職業資格担当者(Mme Anne-Marie Charraud)

訪問している関係機関

京都府織物・機械金属振興センター

京都高度技術研究所 (ASTEM)

京都府中小企業技術センター

その他、京都府下の中小企業多数

2.3. 学習システム開発のための仮説

現在開発している学習システムは、従来の教師主導型の教育ではなく、学習者中心主義の教育であるので、その設計概念はまったく異なっている。設計とは仮説を形成することであるという立場であり、仮説検証とはまったく異なるアプローチをとっている。そこで考え方を明確するために、つぎのような仮説を立てている。

仮説1：学習のための外的条件が不十分であ

っても、内的条件を整えることができるならば、外的条件の困難を克服して主体的に学習する。

仮説2：授業設計はメタファ、イメージ、モデル、命題の集合体として記述できる。さまざまな人が理解を共有するためには、文章よりもメタファやイメージ図が有効であるので、それを重視したアプローチをしているのである。この仮説は、これまでの授業実践の経験から得られたものである。

仮説1は現在の教育が施設設備と教師を中心に構成されているのに対して、ネットワーク時代にあってはこれらを前提しない人々の学びの縁を結ぶことによって、協調自律学習を可能にし、学習者中心主義の教育を実現することを述べたものである。

仮説2は学習者主体の教育では教師の教育理念に頼ることはできないので、多くの人に理解されやすいように、さらには改革、改善の過程において修正しやすいようにするために視覚化することを意図したものである。

3. KSPLの理念

3.1. 学縁

学縁：専門的職能人材と学習者同志による学びの縁結びであり、職務ニーズと学習ニーズに整合する協調自律学習である。

- ① ニーズの整合性に見合う学習目標の設定
例) シュミレーションソフトを使い、回路設計を行いたい
- ② 学習目標に応じた専門家の主教材を準備する。教科書あるいはビデオ教材
例) 最先端分野の講義をメディア化
- ③ 学習状況に応じた学習プラットフォームを準備し、協調自律学習をする
例) 中小企業の職場で仲間と学習したい

学習に関しては組織シンボリズムの視点からつぎの2つの仮説を形成する(高橋、1998)。
仮説3：学習内容(知識・文化)はシンボルによって記述されている。

仮説4：学習とはシンボルの意味を読み解くことである。

以上のように解釈したとき、学習についてはつぎの2つの視点から検討できる。

- ① 人⇄人の中でのコミュニケーションにおけるシンボルとしては、ことば、表情、ジェスチャーなどが重要である。
- ② 人⇄物の中でのコミュニケーションにおけるシンボルとしては文字、記号、図、数式などが重要である。



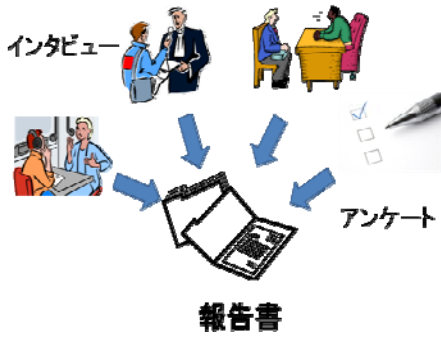
図3 「人⇄人」と「人⇄物」関係の学習

従来の教育では師弟関係に基盤をおく教育観であり、人⇄人の関係を重視しているが、そのために人件費が高額である。しかし現在問題になっている階層間の格差の克服や、生活自立志望者への学習の機会の提供は学習内容の習得が主眼であり、その場合には人⇄物としての関係が重要である。したがって分散学習のための学習プラットフォームを設計するには、参加者がお互いに視線を合われることが重要ではなく、物を介してコミュニケーションすることが重要である。このような状況では、机上の模造紙とそれに貼られる付箋紙、フェルトペンでの書き込み、コンピュータ画面を見ながらの討議、壁に貼られたポスター、実験器具、調理用具などで学習プラットフォームを構成することができる。このような学習プラットフォームの管理と運用は学習ガイドブックとして印刷物になっている。

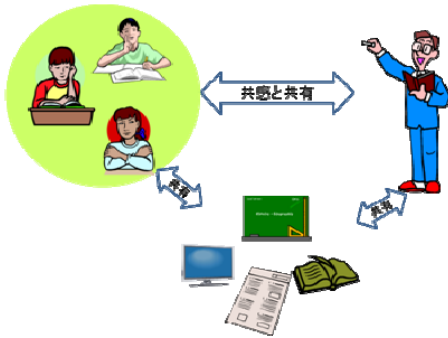
以上のような学習形態は、通常の授業でも公式学習として実施されてきている。しかし通信教育や放送教育では学習者同志の協力や互助は明確に意図されている学習形態ではない。それに対して在宅あるいは在職における分散学習のための学習プラットフォームの開発に当たっては、できるだけイメージ図で示

すようにしている。開発には図4ならびに付図2に示すような手順を適用している。

- (a) 職務ニーズと学習ニーズの査定と報告
- (b) 通常の授業形態による授業
- (c) 授業のメディア化



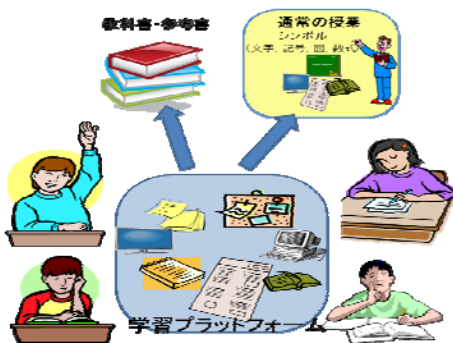
(a) 職務ニーズと学習ニーズの査定



(b) 通常の授業形式



(c) 授業のメディア化



(d) 学習プラットフォーム開発

図4 分散学習の教材開発

(d) 学習プラットフォームの開発

以上のような開発プロセスを多様な関係者に説明するために、図5に示すような分散学習の支援と管理のイメージ図で表現している。

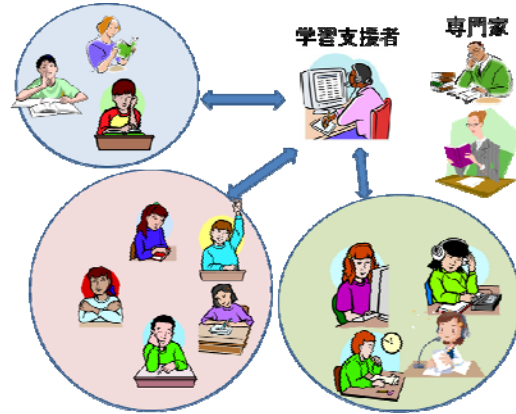


図5 学習を支援する人と外部の専門家

学習内容は、職務ニーズと学習ニーズとに合わせて即時に開発できることと、教材開発のコストを軽減することが重要がある。そこで特別に教材を開発するのではなく、既開発の教材あるいは通常の授業を収録したものを活用している。とくに職務ニーズと学習ニーズに応じるために教材開発の所要時間はできるだけ短縮できる必要がある。

3.2. 互助制度

高等教育レベルの学習システムを構築するとしても、それに要する経費を予定しなければならない。この経費は学習材の開発、学習支援者と外部専門家への謝金など、システムを持続するためには必須の条件である。その経費は現在の試算では現行の通信教育程度になることが予定されているが、参加者数ならびに学習支援者の経験などによっても異なってくる。授業料の負担をつぎのような割合に想定している。

- ① 定員の 20% 授業料無償
- ② 定員の 20% 半額の授業料
- ③ 定員の 60% 通常の授業料

京都レッツラーン大学校は現在のように教育する側の論理によって構成されるのではなく、学習者の主体的な参加が前提であるので、互助精神は重要な理念の一つである。

3.3. 地域活性化

KPSLは専門職能の向上や育成を目指しているため、地域産業の職務ニーズと学習ニーズに応えることを重視している。しかしまったく新しい概念の学習システムであるため、関係者の理解と支持をえるためにはプロトタイプを示す必要があった。そこで優れたビデオ教材が開発されていたシステムLSI技術学院の協力を得て、研究所所員による実験講座、ならびにそこから育った学習支援者と外部専門家の役割を大学院でその専門を専攻している院生が担当する試行講座を経て実用化を図るという開発手順を採用している。本番の講座では学習者が主体的に活動する協調自律学習を前提としているので、学習内容は地域の企業の技術者の参加ならびに支援が必須である。このことから講座を開発するためには学習ニーズの調査と査定から始める方法を採用する。現在は、京都府北部の丹後ハイテクランド、京都市内の京都リサーチパーク、京都府南部の京阪奈学研都市に構成されているグループなどとの協力関係を形成しつつある。

以上のような枠組みで、エレクトロニクスの領域で実験講座を実施し、その実践から育った大学院生の協力を得て、エレクトロニクスについての予備知識が十分でない学生に対して試行講座での学習支援者ならびに大学院生が外部専門家としての役割を担当して実施したが、その状況については他で報告する。



図6 京都府下の企業技術者の向上コース

4. まとめ

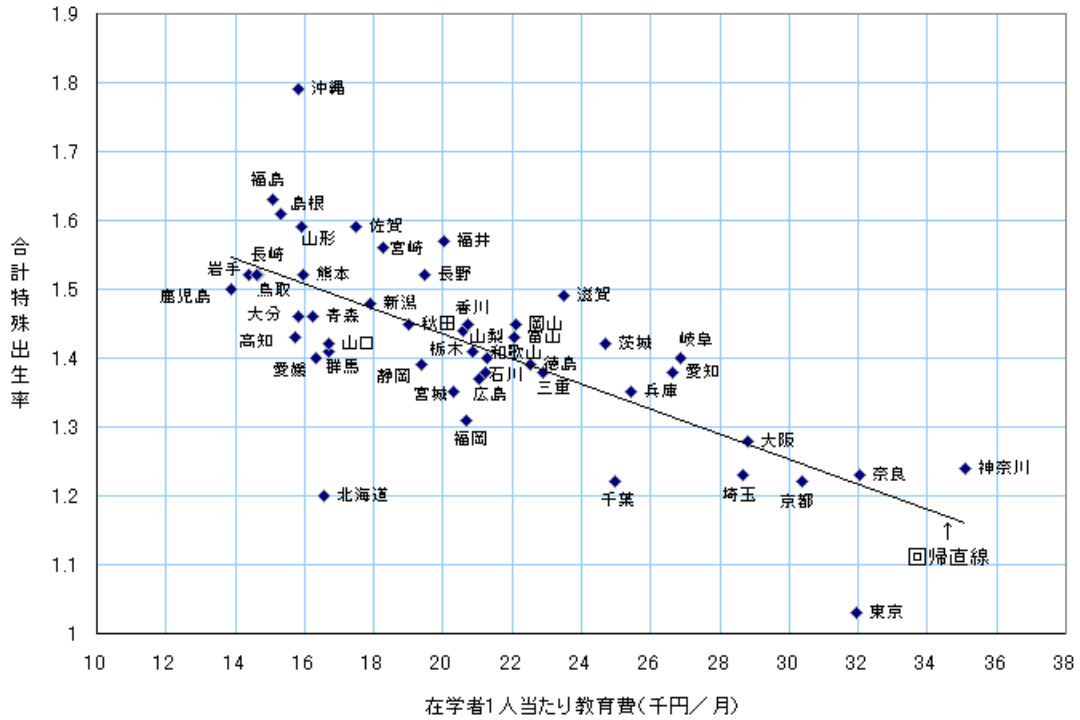
21世紀になって世界の教育は文化のあらゆる領域において先進性と卓越性を追求するとともに、教育の機会に恵まれない人々に学習権を認知することによって、新しい生涯学習

社会を形成しようとしている。そのためには専門領域において不公式学習を社会が承認するかどうかにかかっている。不公式学習は、商業化しつつある大学教育(ボック、2003)に対する問題提起を秘めているといつてよい。中央教育審議会、教育基本法、学習指導要領などの教育的言説は、当面する教育問題からみて再検討する必要がある。

参考文献、Web サイト

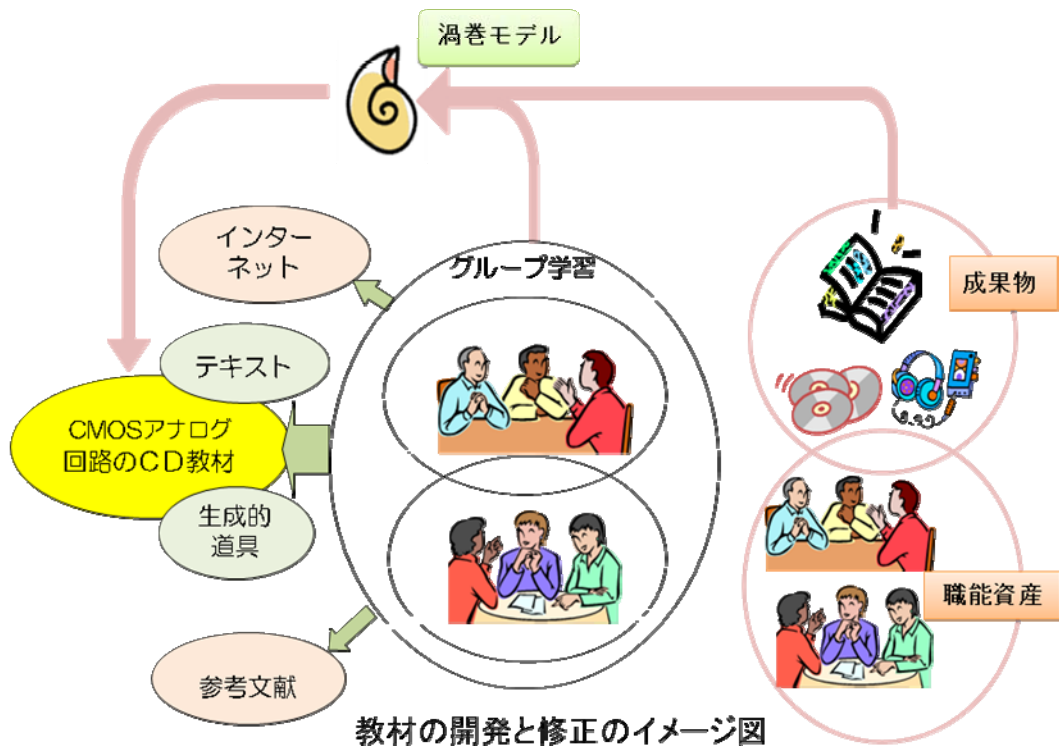
- ブルデュー, ピエール/ジャン=クロード パスロン(1964=97):『遺産相続者たち—学生と文化』、'les heritier'、石井洋二郎監訳、藤原書店
- ボック, C. デリック(2003=04):『商業化する大学』、'University in the Marketplace'、宮田由紀夫訳、玉川大学出版部
- 外務省人権規約(2011 調べ): 日本政府の回答 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kaito/1_5.html#2
- 荻谷剛彦(2001):『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会』、有信堂
- 文部科学省(2011): 教育基本法の事例
 日本: http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/07041707.htm
 韓国: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hc.htm
 フランス: http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/07041707.htm
- 西之園晴夫(1968): フランスの教育改革が技術教育に及ぼした影響、京都大学工業教育養成所研究報告第4号、pp.1-9
- 西之園晴夫(1993, 1994): 情報教育の海外動向: イギリス編、『パソコン活用大百科 1994年版、1995年版』、実教出版
- OECD (2009) Education at a Glance 2008 http://www.oecd.org/document/9/0,3343,en_2649_39263238_41266761_1_1_1_1,00.html, 2020.6.2
- 首相官邸 (2010): <http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/201001/29siseihousin.html>, 2010.6.2
- 高橋正泰(1998):『組織シンボリズム—メタファ理論』、同文館出版
- 高乗智之(2009):『憲法と教育権の法理』、成文堂

教育費の高さと合計特殊出生率の相関(1999年)



(注) 在学者1人当たり教育費は2人以上の一般世帯の教育費を平均在学者数(幼稚園から大学、及び専修学校)で割った値。
 回帰分析結果は、 $y = -0.00001822 * x + 1.7997$ ($R^2 = 0.5193$)
 y : 合計特殊出生率、 x : 在校生1人当たり教育費(円)
 (-6.97) (32.13)
 カッコ内はt値
 (資料) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省統計局「全国消費実態調査」

付図1 在学者1人当たりの教育費と合計特殊出生率の関係



付図2 分散学習による技術向上と地域活性化を図る学習プラットフォームの開発イメージ